

市報

620万 → 700万 (3ヶ月)

NPOと部落解放運動

0.問題意識

1.NPOとは

- ① Non Profit Organization (非営利組織)
- ② Not for Profit Organization (but for Mission/使命のため)
- ③ New Public Organization (新しい公共/行政にはできない部分をカバー)

NPOの様々な段階

- ・ 最広義 (同窓会、趣味の会、自治会等) ~
- ・ 広義 (社団、財団、学校法人、宗教法人) ~
公式/民間非政府/自主管理/非分配/公共性/ボランティア
- ・ 最狭義 (NPO法にもとづくNPO法人)

2.いまなぜ、NPOか

- ① 社会、経済の大きな変化、それにともなう法・制度改革
経済の成熟化と財政危機、従来の制度の硬直性・閉息感、
価値観の多様化、環境問題、国際化…

↓

行財政改革、金融システムの改革、地方分権と市町村合併、循環型社会の提唱
福祉の構造改革、教育改革…

*同和対策の転換も、こうした流れの中でとらえるべき

②行政の政策形成能力の限界

ニーズの多様化、高度化-従来の行政手法 (公平、客観的、非機動的) では対処できない

目標達成や課題解決のために、コミュニティレベルでの 意志決定、処理・解決能力が求められる (コミュニティ・ガバナンス)。その中でNPOの役割

③市民運動の台頭

阪神淡路大震災 (1995)、原油流出事故 (97)、国際ボランティア年 (2001)

介護保健法 (97)、NPO法 (98)、情報公開法 (99)、地方分権一括法 (99)
循環型社会形成推進基本法 (00)

3.解放運動とNPO

①これまでの解放運動の総括と今後の展望

「特別措置法」の功罪/大阪の実態調査 (意識調査)

→部落内外での「共通の目的」「対等な接触」を実現する取り組みの中にこそ、
展望が

三郷・地域福祉計画

雇用対策

障 推進委員会 (朝×会)

自立促進 報 - 雇用

・ 解放×廻り
・ 孝道 可集 ←

◎ コロナ 光冠

「両側からこえる」「自立と自律」「創造力と想像力」→理論から実践、組織論へ
中央本部・人権政策検討委員会の三つの中間報告

*時代に対応した、新しい運動を進めるための組織整備が必要

NPOは、その一形態であり、「両側からこえる」運動のための組織的具體化
(解放同盟はどうあるべきか、は別途議論が必要)

②「ほっとねっと」について(リーフ参照)

- ・経過 数年前からの議論を踏まえ、02年3月24日設立総会、6月28日認可
- ・活動内容
- ・意義(使命=mission ミッション)
「人権の時代」へのフロンティア
若手の育成、あたらしい人脈、行政とのパートナーシップ、スキルアップ、
財政
課題 事務的な整理、ITの活用、活動や会員の拡大、ネットワークの強化
他のNPOとの交流、スキルアップ
「生れは部落解放運動、育ちは市民運動」

③各地の実践例

DASH

三重、鳥取、兵庫等でも

4. ボランティアとNPO

①タラバガニはカニか?

無償だから尊いのではない、無償と有償の垣根もあいまい

②有償ボランティアのメリット

③右手に聖書、左手にそろばん(マネジメントの重要性)

5. NPOになれば、すべて解決する?

①全国で約7000のNPO~「NPOバブル」とも言われる状況

寄付金控除等が認められれば、さらに拡大。問題は内実。

②「これまでの運動の単純延長」では不十分

活動の中味が問われる時代(責任の自覚と、スキルアップ/自分は何ができるのか)

「行政責任を追及する」→人権課題で部落内外の幅広いネットワーク

部落差別も含めて、我々自身も様々な課題への認識を深め、

ともに取り組んでいくようなスタイル

他のNPOや人権団体との積極的な交流

③部落解放運動が、名実ともに人権運動の中心的担い手になるために